

令和7年度 新エネルギー導入奨励金

町では地球温暖化防止対策の一環として、電気自動車などを購入した方に、予算の範囲内で「新エネルギー導入奨励金（上限10万円）」を交付しています。

申請受付期間

4月1日（火）～
令和8年3月31日（火）

交付対象設備

- ・クリーンエネルギー自動車（電気、天然ガス、水素、メタノールのみ）
- ・小型風力発電設備
- ・小水力発電設備
- ・天然ガスコージェネレーション設備

申請書添付書類

- ① 国・県等の補助を受けた書類の写し、交付額決定通知書の写し
- ② 設備の規格または仕様がわかる書類（設備のカタログ等）
- ③ 設備の設置費用に係る領収書の写しおよび内訳書
- ④ 設備の設置状況が分かる複数の箇所の写真

ステップアップ塾 （小学4～6年生の算数） 講師募集

毎週水曜日の放課後に町内小学校で児童の学習習慣の定着を目的に実施しているステップアップ塾の講師を募集しています。

担当教科

小学4～6年生の算数
（1クラス最大15名程度）
教員免許は不要です。

勤務期間・時間

6月中旬～翌年3月上旬の毎週水曜日（夏休み等長期休み中は休講となります）の放課後午後3時～4時
ただし、行事等により、時間は多少前後する場合があります。

講義内容

学校授業の復習が中心です。テキストを用いて、講師の方それぞれが講義内容を組み立てることが可能です。

報酬等

1回につき、報酬と交通費をお支払いたします。

応募方法

4月中に問い合わせ先まで、ご連絡ください。

問い合わせ先

教育委員会学校教育係
(32) 9100

御代田スポーツクラブを定期開催します

障がいのある方のスポーツの経験（機会を増やすこと）を目的としてスポーツクラブ御代田を開催します。

スポーツをやってみたくて、どこまで機会がなかった、できないと諦めてしまっていたなどのお悩みを抱えている方はぜひご参加ください。

ちよっと来て覗いて帰る、途中から参加するなど大歓迎です。

また、中高生のボランティアも募集しています。

第1回御代田スポーツクラブ

日時 4月20日（日）

午前10時～正午

場所 B＆G海洋センター

内容 ボール遊び

フリสบビー等

参加費 無料

対象 障がいのある方やそのご家族、ご友人、一般の方
持ち物 室内運動用シューズ
飲み物

申し込み 不要

問い合わせ先

B＆G海洋センター

(32) 6114

開館30周年記念 令和7年長野県立歴史館所蔵品展 「原始～開館30年のあゆみ展」

県立歴史館では、開館30周年を記念した所蔵品展「原始～開館30年のあゆみ展」を開催します。

これまでに収集した館蔵資料（考古資料）から精選したものを展示し、過去、長野県が発掘調査した遺跡の成果から長野県史を再考します。ぜひご来館ください。

期間 3月15日（土）

～6月15日（日）

場所 長野県立歴史館

企画展示室

開館時間

午前9時～午後5時

（入館は午後4時30分まで）

休館日

月曜日（5月5日（月）は開館）、祝日の翌日

※詳細は、ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

長野県立歴史館

026(274)2000



令和7年度交通災害共済が始まります！ ～中学生（14歳）以下は公費で自動加入しています～

御代田町では、中学生以下の住民の方は手続きなしで公費での加入となります。

交通事故で通院・入院された場合、見舞金の請求ができますのでぜひご利用ください。（詳細は広報やまゆり2025年2月号をご覧ください。）

まだ加入されていない高校生以上（15歳以上）の方は、町から郵送した「令和7年度交通災害共済加入のご案内」（ハガキ）に会費を添えて、お申し込みください（加入は任意です）。

令和7年度学校給食費の改定について

町では子育て世代の経済的負担を緩和することを目的に令和3年4月から町立小中学校に在籍し、町に住所を有している児童生徒の給食費を無償化し、その費用を公費で負担しています。

一食当たりの給食費は、令和3年度以降、据え置いてきましたが、昨今の物価高騰により使用する食材価格が上昇し、食材の調達方法や献立の工夫だけでは対応が難しく

会費納入場所

- ・ ㈱八十二銀行本支店
- ・ 上田信用金庫本支店
- ・ ゆうちよ銀行（長野、新潟県内に限る）
- ・ 佐久浅間農業協同組合（町内の支所に限る）

町に転入された方や、ハガキを紛失した場合は、再発行します。問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

総務課庶務係
(32) 3111

問い合わせ

教育委員会学校給食係
(41) 0237

学校給食費の改定額

区分	現行	改定額
小学校	270円	310円
中学校	300円	340円

森林の伐採や所有者変更には 届出が必要です

森林法に規定のある地域森林計画区域に該当する森林の伐採や所有者が変更となる場合は、必要書類を添付の上、次の届出書の提出をお願いします。

○伐採する場合

「伐採及び伐採後の

造林の届出書」

添付資料

- ・ 森林の位置図・区域図
- ・ 届出者の確認書類（個人は身分証等の写し、法人は登記事項証明書等の写し）
- ・ 土地の登記事項証明書
- ・ 伐採の権限関係書類（届出者が土地所有者と異なる場合）
- ・ 接統森林との境界関係書類（土地境界に隣接しない伐採や境界杭等により境界が明らかな場合は不要）
- ・ 他法令の許認可関係書類（該当する場合のみ）

・ 町長が必要と認める書類

提出期限

伐採の着手30日前まで

○所有者が変更となる場合

「森林の土地所有者届出書」

添付資料

・ 位置図- ・ 登記事項証明書等

提出期限

新たに所有者になった日から90日以内

届出書の様式は、町のホームページからダウンロードできます。また、地域森林計画区域については、長野県のホームページ（信州くらしのマップ）を、ご確認ください。

届出をせずに伐採した場合、森林法違反となり、伐採の中止命令および造林命令をする場合があります。

伐採および伐採後の造林の届出書の添付書類は、統一的な運用に見直され、義務化されましたので、該当する場合は必ず添付の提出をお願いします。

「ご不明な点等ございましたら、産業経済課耕地林務係へお問い合わせください。

問い合わせ先

産業経済課耕地林務係

(32) 3113